（機構への附票本人確認情報の通知の方法）

第二十七条　法第三十条の四十二第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（機構における附票本人確認情報の記録及び保存の方法）

［新設］

第二十八条　法第三十条の四十二第三項の規定による附票本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（国の機関等への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第二十九条　令第三十条の十二の六第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報（同条に規定する特定機構保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十条　令第三十条の十二の八第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十一条　法第三十条の四十四の三第二項の規定による機構保存附票本人確認情報（法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十二条　令第三十条の十二の九第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十三条　法第三十条の四十四の四第二項の規定による機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十四条　令第三十条の十二の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十五条　法第三十条の四十四の五第二項の規定による機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十六条　令第三十条の十二の十一第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。